

岡山県南広域都市計画道路事業 3・2・3 西田中島阿賀崎線

種類及び名称		岡山県南広域都市計画道路事業 3・2・3 西田中島阿賀崎線
事業地	収用の部分	岡山県倉敷市加須山及び二日市地内
	使用の部分	なし
収用又は使用の手続が保留される事業地		収用の部分 岡山県倉敷市加須山及び二日市地内
		使用の部分 なし
都市計画法上の制限		都市計画事業上の制限は以下のとおり 1. 建設等の制限（都市計画法第65条） 2. 土地建物等の先買い（都市計画法第67条） 3. 土地の買取請求（都市計画法第68条）
問い合わせ先		事業計画に関する場合 岡山国道事務所 計画課 TEL：086－214－2310 用地補償に関する場合 岡山国道事務所 用地課 TEL：086－214－2307